

大阪・関西万博におけるリメイクファッションショー等業務仕様書

1 業務の名称

大阪・関西万博におけるリメイクファッションショー等業務

2 業務の目的

ファッション産業は、大量生産・大量消費、大量廃棄により、製造にかかる資源やエネルギー使用の増加、ライフサイクルの短命化などから環境負荷が非常に大きい産業と指摘されるようになり、国際的な課題となっている。大きな注目が集まる 2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)という機会を捉え、ファッションロスの削減に向けた啓発を実施することで、関西広域圏におけるファッションロス削減への機運を醸成することを目的に事業を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

本事業の目的を達成するため、以下の事業を立案・実施する。なお、立案した企画の具体的な内容および実施計画については、関西広域連合と協議の上進めるものとする。

(1)リメイクファッションショーの立案・運営

ア 企画

ファッションロスの削減に向けた啓発として、リメイク服をテーマとしたファッションショーを実施する。衣装には、古着や繊維廃材を活用したアップサイクル製品を使用し、ファッションショー終了後には衣装と同様の製品の販売を併せて実施する。

アップサイクルとは

本来捨てられるはずの製品に、新たな付加価値を持たせて別の製品として再生させること。

(ア)日時・場所

- ・令和7年10月4日(土) 9:00~12:00の間で 30 分程度
- ・大阪・関西万博催事施設 ポップアップステージ南
(図面等詳細については別紙1利用ガイドを参照すること。)
- ・9:00~12:00 の会場使用料等については発注者が負担する。それ以外の時間に施設を使用することにより発生する費用は受注者が負担すること。

(イ)参加対象者

- 大阪・関西万博来場者
- なお、参加者からの負担金は徴収しない。

イ 開催に係る業務

(ア)出演者への依頼、連絡調整、打合せ

- ・出演者の出演依頼から当日に至るまで出演調整を行うこと。
- ・なお、モデルの人数は開催時間に合わせて適当な人数を手配する。

(イ)衣装の選定およびコーディネート

- ・古着や繊維廃材を活用して製作されたアップサイクル製品による衣装を提案すること。
・なお、衣装は関西広域連合と協議の上決定する。
- ・出演モデルに対して衣装のコーディネートを行い、当日までに各モデルのサイズに合わせた衣装を手配すること。
- ・出演モデルとの衣装合わせは、事前に場を設けて実施すること。
- ・イベント当日は控室にて衣装の着付けおよび最終調整を行う。

(ウ)スタイリスト、ヘアメイクスタッフの手配

- ・各モデルに合わせた衣装の手配および調整を行うスタイリスト、当日の衣装の着付け、ヘアメイク等を行うスタッフを適当な人数手配すること。

(エ)設営・撤去

- ・ステージやランウェイ、看板類の作成等、会場設営を実施すること。設営に当たっては、発注者や会場管理者と協議を行うこととする。
- ・ファッションショー終了後は、速やかに撤去作業を行うこと。会場の清掃を行い、原状復帰させることとする。
- ・事業系一般廃棄物に係る処理事務を行うこと。ファッションショー開催に伴い発生した廃棄物については、関係法令に基づき適切に処理すること。

(オ)運営・管理

- ・ファッションショーの円滑な運営に必要なマニュアルや進行台本等を作成すること。
- ・ファッションショー出演モデルに、出演に必要となる着付け・ヘアメイク等を実施すること。
- ・必要に応じてリハーサル等を実施すること。
- ・観覧エリアに客席を設置する場合は、来場者の動線を確保したうえ、火災予防条例第48条に規定されている客席の基準を順守すること。
- ・そのほか、会場の使用にあたっては、博覧会協会が定める規則及びガイドラインを順守すること。

(カ)リメイクファッション製品の販売

- ・衣装として使用した製品の販売を実施すること。

- ・ポップアップステージ南における物販は不可のため、オンライン上で販売するなど、適当な販売方法を提案し、実施すること。

(キ)その他、目的達成に必要な業務

(2)アップサイクル製品展示販売会の立案・運営

ア 企画

ファッションロス等ごみの削減に向けた啓発として、廃材に新たな価値を与えたアップサイクル製品の展示販売を実施することで、アップサイクル製品を身近に感じ、手に取ってもらえる機会とする。

(ア)日時・場所

- ・期間: 令和7年9月29日(月)～10月5日(日)
- ・開場時間: 10:00～18:00(予定)
- ・会場利用可能時間: 全日とも9:00～21:00(搬入・搬出含む)
- ・場所: 大阪・関西万博催事施設 ギャラリーEAST の一部(10 m²程度の予定、図面等詳細については別紙2配置図を参照すること。)
- ・9:00～21:00 の会場使用料等については発注者が負担する。それ以外の時間に施設を使用することにより発生する費用は受注者が負担すること。

(イ)参加対象者

大阪・関西万博来場者

イ 実施に係る業務

(ア)出展者への依頼、連絡調整、打合せ

- ・出展者への出展依頼から当日に至るまで調整を行うこと。
- ・出展者の選定は、提案を踏まえ、関西広域連合と協議の上決定する。
なお、3社程度を想定している。

(イ)ブースのレイアウトおよび運営

- ・別紙2を踏まえ、効率よくアップサイクル製品の展示を行うためのレイアウト案・必要備品の提案を行うこと。
- ・アップサイクル製品の展示に伴い、商品の PR 等を行う販売スタッフを適当な人数手配すること。
- ・商品の販売については、販売形式(現地、オンライン)を問わないこととする。なお、現地で販売する場合、現金での販売が不可のため、博覧会協会が貸し出しをする POS システムおよび決済端末を使って販売を行うこと。

- ・アップサイクル製品とは別に「関西の活かしたい自然エリア」に関するパネル(縦 1,189mm×横 841mm の A0 サイズ4枚を予定)を展示すること。なお、パネルおよび設置に必要なものは関西広域連合が準備する。

(ウ)設営・撤去

- ・出展者用の長机や看板類の作成等、必要な備品の搬入・搬出、設営および撤去を行うこと。
- ・展示物等は所有者に返却すること。
- ・事業系一般廃棄物に係る処理事務を行うこと。展示販売会に伴い発生した廃棄物については、関係法令に基づき適切に処理すること。

(エ)その他、目的達成に必要な業務

(3)広報の実施

- ・上記(1)(2)の実施を広く周知するために、広報・宣伝活動を実施すること。作成した広報物、掲載記事等は関西広域連合に提出すること。なお、提案にあたっては、多くの参加者(特に若者)を誘致できるよう、本事業目的を踏まえた広報媒体・方法等を提案すること。
- ・出展者等の一覧が記載されている当日配布用のパンフレットや看板等を作成し、出展者等の周知を行うこと。
- ・外観や会場風景等について、写真や動画などの記録を撮影すること。関西広域連合から提供依頼を受けた場合は、協力すること。

5 成果物の提出

(1)成果物の内容

- ア 関西広域連合は、受託者に対して、年度途中において委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- イ 受託者は、委託業務を完了したときは、以下の成果物を提出すること。
 - ・業務完了報告書(事業内容を写真等で記録し、実施内容、課題考察、来場者数、出展者等数等を記載したもの) 正副2部
 - ・本業務により作成した電子データ(CD または DVD に格納したうえで納品すること。)なお、成果物の著作権、特許権、使用権等の諸権利は関西広域連合に帰属するものとする。

(2)納品先

下記7のとおり

6 留意事項

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき当課と受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本課から貸与する資料については、破損、滅失、盗難等の事故がないよう十分注意し慎重に取り扱うこと。また、業務完了後は速やかに返納すること。
- (3) 委託業務の履行に際し、他の者が有する著作権を使用し問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。必要な著作権に係る手続等については受託者においてこれを処理すること。また、これに係る著作権使用料については契約金額に含むこと。
- (4) 本業務の実施によって得られた写真等は、業務終了後も関西広域連合ホームページ等において使用するので、その旨出演者等に事前に承諾を得ること。また、写真等のデータ提供に協力すること。
- (5) 受託者は、本業務を他人に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により関西広域連合の承諾を得たときはこの限りではない。
- (6) 本業務の契約期間内およびその終了後において、本業務の処理上、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行うこと。
- (8) イベント保険(対人・対物補償を含んだ賠償責任補償)及び展示時・返送時の展示製品の破損を補償できる保険への加入及び保険料の支払を行うこと。
- (9) 大阪・関西万博の出展に関するガイドライン等を確認して、遵守すること。
- (10) その他、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、その都度、本課と受託者の協議により決定するものとする。

7 担当・問合せ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

関西広域連合広域環境保全局循環社会推進課

(滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課内) 担当:児玉

TEL:077-528-3477 FAX:077-528-4845

E-mail:df00530@pref.shiga.lg.jp